

# ● 港湾法の一部を改正する法律(平成28年法律第45号)

＜平成28年5月13日成立、20日公布、7月1日施行＞

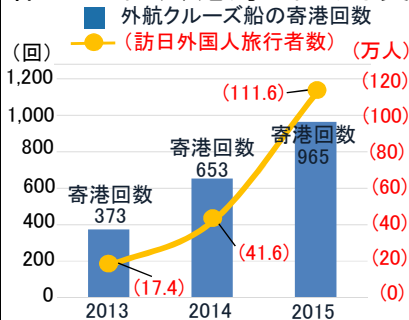
平成28年7月4日  
交通政策審議会  
第64回港湾分科会  
資料 1

我が国において外航旅客船の寄港回数が増加している状況を踏まえ、一定の旅客施設等を特定用途港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として追加するとともに、港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する等の措置を講ずる。

## 背景・必要性

### ① 外航クルーズ船による訪日外国人の受入環境の改善

外航クルーズ船の寄港回数及び訪日外国人旅行者が増加しており、港湾における受入環境の改善が急務。



貨物埠頭の輻輳状況

訪日クルーズ旅客  
2015年 111.6万人  
→ 2020年 500万人

我が国港湾への外航クルーズ船の寄港回数及び訪日外国人旅行者数

### ② 港湾における洋上風力発電施設等の導入の円滑化

＜港湾への洋上風力発電施設の導入背景＞

- ・ 広大な空間と安定的な風力エネルギーの存在
- ・ 海上輸送による部材等の運搬が容易
- ・ 背後地に近接し、電力系統への接続が容易

長期間にわたる占用の許可について、施設の維持管理等にも配慮しつつ、占用者を適切に選定する基準及びその手続の明確化を図る必要。

洋上風力発電施設による発電量  
2014年度 0.2億kWh → 2030年度 22億kWh

## 法律の概要

### ① クルーズ旅客施設の無利子貸付対象施設への追加

- ・ 港湾施設の建設等に係る無利子貸付制度の対象施設として、クルーズ旅客施設等を追加。



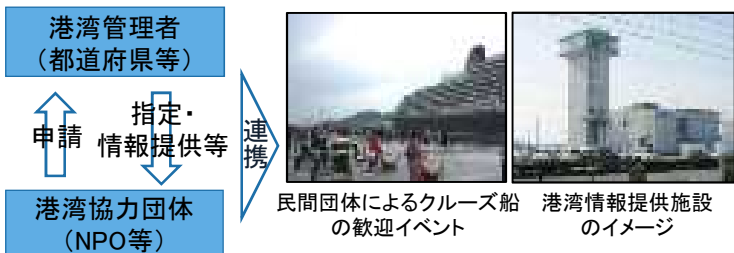
旅客施設(博多港)



旅客施設内の様子(博多港)

### ② 官民連携の促進のための体制構築

- ・ 港湾管理者がNPO等を「港湾協力団体」として指定し、連携して港湾の管理等を実施。
- ・ 港湾情報提供施設を港湾施設に追加し、官民が連携して港を拠点とした地域住民の交流・観光振興を促進。



### ③ 公募による占用許可手続の創設

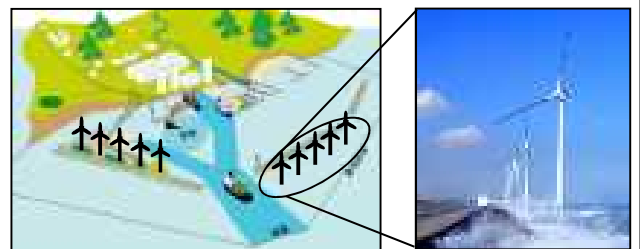
- ・ 長期間にわたり港湾区域内の水域等を占有する施設(洋上風力発電施設等)の設置に関する手続を創設。

① 港湾管理者が公募占用指針を策定

② 事業者が港湾管理者に公募占用計画を提出

③ 港湾管理者は、最も適切な計画の提出者を選定し、当該計画を認定(認定の有効期間は20年以内)

④ 事業者は、認定計画に基づき占用の許可を申請  
→ 港湾管理者は、占用を許可



港湾への風力発電の導入イメージ 洋上風力発電施設

外国人の訪日需要をさらに促進し、我が国の国際競争力を強化するとともに、地方の港湾を含め港を拠点とした地域活性化、地方創生を推進。

# 旅客施設等への無利子貸付

- 外航クルーズ需要の増大に対し、港湾の物流機能を維持しつつ、旅客の受入環境を改善するため、民間事業者による旅客施設等の建設又は改良に対して資金の無利子貸付けによる支援を行う。

## <背景・必要性>

- 近年、寄港回数が急増する我が国港湾へのクルーズ船に対応するため、貨物埠頭等を活用していることから、旅客施設等が不足しており、旅客の導線と貨物の動線が輻輳するなど、物流にも支障。
- 不足する旅客施設等の整備にあたっては、民間の活力を利用。

## <制度の概要>

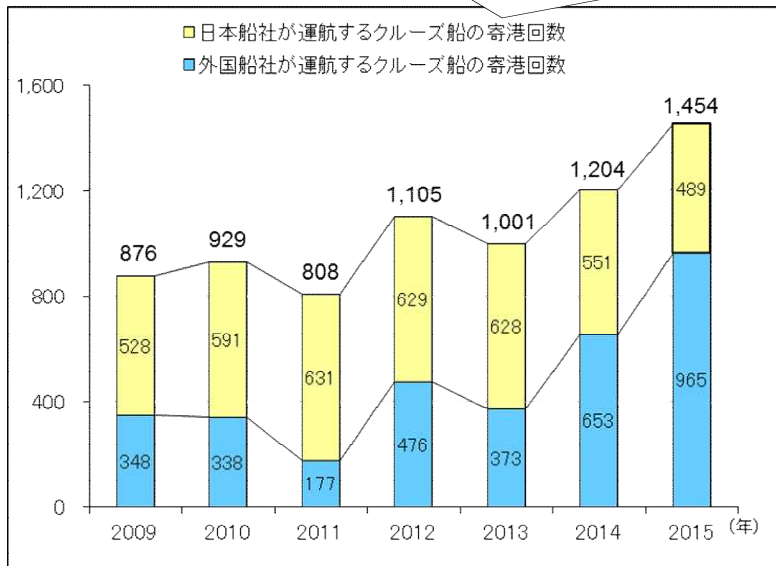
- 民間活力を活かした旅客施設等の建設又は改良に対して国による無利子貸付を行う。

〔対象施設〕 旅客施設及びこれに附帯する駐車場等の港湾施設

近年、外航クルーズ船の寄港回数が急増。

旅客の導線と貨物の動線が輻輳し、危険。

旅客の円滑な輸送を行うために必要。



出典：港湾管理者への聞き取りを基に国土交通省港湾局作成

我が国港湾へのクルーズ船の寄港回数



物流ターミナルにおけるクルーズ船の受入状況  
(石垣港)



旅客施設のイメージ (博多港)

# 官民連携の促進のための体制構築

- 官民連携による港湾の管理等を促進するため、港湾管理者が適正な民間団体等を港湾協力団体に指定する制度を創設するとともに、案内施設、見学施設等の港湾情報提供施設を港湾施設に追加する。

## <背景・必要性>

- クルーズ船入港時の歓迎イベントや海辺での自然体験活動等、港湾において地域活性化のための活動が活発化。
- こうした多様化する港湾活動に、港湾管理者がきめ細やかに対応することは、限られた人員等では困難。
- また、港湾活動の多様化に伴い、港湾への来訪者も多様化。
- このため、港湾管理者は、民間団体等と連携・協力して、港湾の管理等を促進することが必要。

## <制度の概要>

- 港湾管理者は、連携して港湾管理を行う民間団体を港湾協力団体に指定。
- 港湾協力団体は、業務の実施に関し必要な情報等を港湾管理者から受けられ、また、港湾区域内水域等を占用する際の手続が簡素化。
- 港湾の利用に関する情報を提供するための施設を、港湾情報提供施設として港湾施設に追加し、港湾管理者と港湾情報提供施設の所有者との間で協定を締結した場合には、港湾管理者は当該施設を管理することが可能。

## <官民連携による港湾の管理等のイメージ>



クルーズ船入港時の埠頭内の臨時施設の設置・利用の調整



港内の環境モニタリング調査



海浜の清掃活動



港湾情報提供施設の外観のイメージ

# 公募による占用許可手続の創設

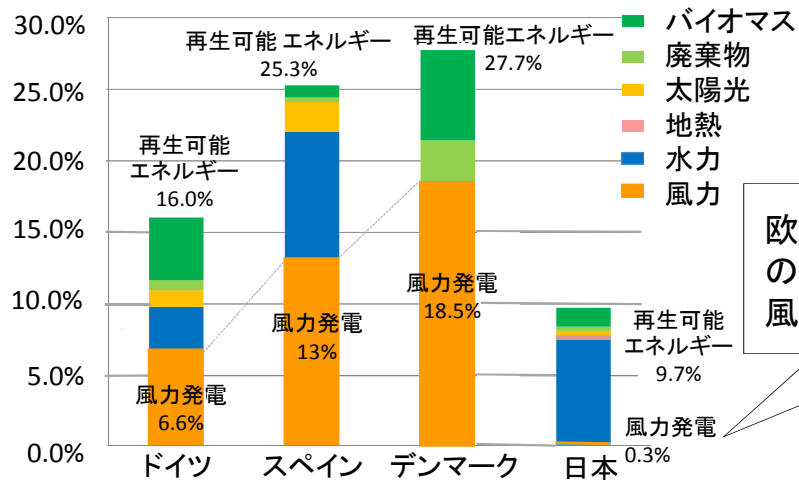
- 港湾の機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため、当該港湾区域内水域等の占用の許可の申請を行うことができる者を公募により決定する制度を創設する。

## <背景・必要性>

- 港湾は、管理の仕組みや、インフラが整っていることなどから、洋上風力発電施設を設置する適地として多くの民間事業者から期待されており、今後、大規模な民間投資が見込まれている。
- この場合、洋上風力発電施設等の大規模施設が、長期にわたり港湾区域内水域等を占用するものであることから、占用にあたっての手続の明確化を図るとともに、事業者の安定的な地位を確保する必要がある。

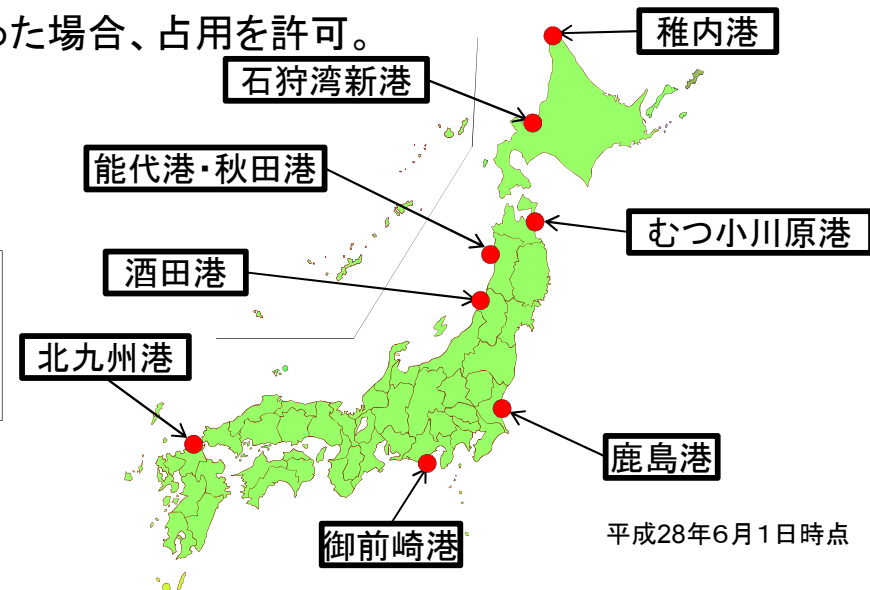
## <制度の概要>

- ① 港湾管理者が、占用及び公募の実施に関する指針を策定。
- ② 事業者は、占用に関する計画を港湾管理者に提出。
- ③ 港湾管理者は、港湾区域内水域等の占用に関する計画を提出した者の中から占用を最も適切に行うことができる者を選定し、当該計画を認定。(認定の有効期間は、20年以内。)
- ④ 港湾管理者は、③の認定を受けた計画に基づき占用の許可の申請があった場合、占用を許可。



欧州諸国に比べ、我が国の全エネルギーに対する風力発電の比率は小さい。

各国の再生可能エネルギーの導入構成比(2009年)



今後の洋上風力発電の導入予定港湾